

# 長野県PTA小・中学生総合補償制度 運営規約

## 第1章 総則

(名称及び趣旨)

第1条 当制度は、長野県PTA小・中学生総合補償制度（以下、「本制度」という。）と称する。

2 この規約は、会則第24条第3項及び第30条第2項、第32条に基づき、本制度の運営事項及び特別会計の適用と詳細を定めるものとする。

(目的)

第2条 長野県PTA連合会（以下、「本会」という。）は、結成50周年記念事業の一環として本制度を設け、加入した児童・生徒の日常生活における事故等の際、傷害及び個人賠償責任等を補償し、会員の財政的な負担を軽減するとともに付帯サービスを通じて児童・生徒の養育環境の充実に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、本制度により次の事業を行う。

- (1) 保険会社との団体保険契約の締結及び加入申請取り次ぎ
- (2) 本制度の内容周知と加入促進を促すための広報活動

## 第2章 運営

(管理体制及び啓発支援体制)

第4条 本制度は会長を代表者として、保険会社と団体保険契約を締結し、本会事務局が必要な事務手続きを行う。

- 2 本会を構成する郡市PTAは、会員である保護者に向け、本制度への理解を促し、加入促進に努める。
- 3 会長は、本制度の推進員を置き、本制度の啓発と加入促進の支援にあたらせることができる。

(会計)

第5条 本制度の会計は特別会計とし、小・中学生総合補償制度特別会計（以下、「本特別会計」という。）と称する。

- 2 本特別会計は、制度運営費及び事務手数料、利息等を収入とする。
- 3 制度運営費及び利息等は、全額を本会計に繰り入れるものとする。
- 4 事務手数料は、半額を本会計に繰り入れるものとする。また、半額を本会を構成する郡市PTAに加入者数及び加入内容に応じて支払う。尚、経費及び法人税等は按分して負担し、送金手数料は差し引くものとする。
- 5 本制度の会計年度は毎年4月1日午後4時に始まり、翌年4月1日午後4時に終わる。
- 6 本特別会計の決算は、総会における本会計の決算を決議する際、併せて報告する。

(本制度の内容等及び保険料等)

第6条 本制度の内容と更新及び解約の取り決め、保護者が負担する保険料及び制度運営費は、契約した保険会社が提示する約款及び案内に示すものとする。

(付 議)

第7条 本制度に関わる次の事項は総会において決議する。

- (1) 本制度の廃止
- 2 本条第1号の決議は、出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

第8条 本制度に関わる次の事項は理事会において決議する。

- (1) 本制度において、契約する保険会社及び付随する団体保険内容の決定
- 2 本条第1号の決議は、本制度の発足から5年毎の年度（西暦の下1桁が3又は8となる年度）に行わなければならない。但し、特段の理由があるときは常任理事会の決定により随時行うことができる。

(給付手続き等)

第9条 保険金の給付に関わる事項は、契約した保険会社が示す本制度団体保険の約款及び案内書、事務取扱概要、賠償事故用様式に基づく。

(個人情報取り扱い)

第10条 本制度に関わる個人情報の取り扱いは、別に定める。

- 2 団体保険契約を締結した保険会社へ提供した個人情報の取り扱いは、当該保険会社の定めによるものとする。

(監 査)

第11条 本制度の運営及び会計は監事がこれを監査し、総会で結果を報告しなければならない。

### 第3章 補則

(規約の変更及び廃止)

第12条 この規約の変更又は廃止は、総会の決議によるものとする。尚、この決定は出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

(委 任)

第13条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、諸規程に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年2月14日から施行する。

制定 令和2年2月14日